主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人本人の上告趣意中違憲(三七条一項、三八条違反)をいう点は、記録を調べても所論供述調書の任意性を疑うべき資料はないから、所論はその前提を欠き、その余は、事実誤認、単なる法令違反の主張であつて適法な上告理由にあたらず、弁護人遠山丙市の上告趣意第一は、違憲(一三条、一四条違反)をいうが、死刑が憲法一三条に違反しないことは、昭和二三年三月一二日大法廷判決(刑集二巻三号一九一頁)の明らかにするところであり、また同判決の趣旨によれば、死刑が憲法一四条に違反するものでないことも明らかであるから、所論は理由がなく、同第二は事実誤認、同第三は量刑不当の主張であつて、適法な上告理由にあたらない(被告人の経歴、本件犯行の態様、結果の重大性等を勘案し、被告人を死刑に処した第一審判決を維持した原判断は相当である。)。

また、記録を調べても、刑訴法四一一条を適用すべきものとは認められない。 よつて、同法四一四条、三九六条、一八一条一項但書により、裁判官全員一致の 意見で、主文のとおり判決する。

公判出席 検察官 築信夫

昭和四四年一二月一二日

最高裁判所第二小法廷

介	之	浅	鹿	草	裁判長裁判官
彦		芳	戸	城	裁判官
郎	太	幸	Ш	色	裁判官
_		朝	上	村	裁判官